

「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」(案)及び  
「既存住宅状況調査方法基準」(案)の制定に関する意見の募集について

平成 28 年 12 月 27 日  
国土交通省

我が国が本格的な人口減少・少子高齢化を迎える中、重要な政策課題となっている既存住宅流通市場の活性化を推進するため、国土交通省では既存住宅の品質に関する正確な情報を消費者等に提供することができる、既存住宅の調査の普及を図ることとしています。

そこで、既存住宅状況調査の担い手として一定水準以上の知識とノウハウを有する技術者を育成するため、また調査の適正な実施を図るため、「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」(案)、「既存住宅状況調査方法基準」(案)を新たに制定することを予定しています。

つきましては、広く国民の皆様から本案に対する御意見を伺うため、以下の要領で意見募集を行います。

頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して、個別に回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。

「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」(案)  
及び「既存住宅状況調査方法基準」(案)の制定に関する意見の募集要領

1. 意見募集対象

別添資料 「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」(案)  
「既存住宅状況調査方法基準」(案)

2. 意見募集期間

平成28年12月27日(火)～平成29年1月12日(木)(必着)

3. 意見送付方法

意見提出様式に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局住宅生産課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

- (1) 電子メールの場合 メールアドレス : seisan@mlit.go.jp  
(電子メールの題名を「既存住宅状況調査技術者講習登録規程案に関する意見」又は「既存住宅状況調査方法基準案に関する意見」として下さい。)
- (2) F A Xの場合 F A X 番号 : 03-5253-1629  
「パブリックコメント担当」宛へお送りください。
- (3) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛  
(「既存住宅状況調査技術者講習登録規程案に関する意見」又は「既存住宅状況調査方法基準案に関する意見」と明記して下さい。)

4. 注意事項

- ①ご意見は日本語でご提出ください。
- ②「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」(案)と「既存住宅状況調査方法基準」(案)のどちらの告示案に関する意見かが分かるようにして送付ください。
- ③提出されたご意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを予めご承知置きください。  
※ただし、ご意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人、法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤皆さまからいただいたご意見に対し個別にお答えすることはできませんので、予めご了承願います。
- ⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容については無効といたします。
- ⑦氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

5. 閲覧又は資料の入手の方法

○インターネットによる閲覧又は資料の入手

・電子政府の総合窓口のパブリックコメントのホームページ

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

・窓口(国土交通省住宅局住宅生産課)での配布